

# 市役所は4月から新体制に

## 交流推進部の設置 (本庁舎別館7階)

人口減少対策として、国内外の交流人口\*増加に効率的・効果的に取り組むため、交流推進部を設置します。芸術や文化、都市間交流、国際交流、スポーツ、観光の施策を一体となって進め、より迅速な決定により、それぞれの部署間のスムーズな連携を図ります。

\*観光などで、盛岡を訪れる人のこと

### 交流推進部

- 文化国際課
- スポーツ推進課
- ▶ スポーツツーリズム推進室
- ▶ 盛岡南公園野球場整備室
- 観光課

### 重点施策 (一部)

- 東京2020オリンピック・パラリンピックのホストタウン (カナダ・マリ) として、事前キャンプ受け入れや交流事業などの実施
- カナダ・ビクトリア市との姉妹都市提携35周年記念事業の実施
- うるま市と文京区、台湾花蓮市といった友好都市との交流 など

## 市史編さん室の設置 (本庁舎本館5階)

昭和中期からの市史を編さんすることで、先人の残した遺産や豊かな自然・文化を継承し、将来のまちづくりに役立てるため、企画調整課内に市史編さん室を設置します。

## 一部の執務室が移転します

組織機構の見直しに合わせ、3月30日(月)から一部の執務室が移転します。表1の課などにお越しの場合は注意してください。

| 移転する課など                           | 3月27日(金)まで | 3月30日(月)から |
|-----------------------------------|------------|------------|
| 文化国際室                             | 本庁舎本館1階    | 本庁舎別館7階    |
| スポーツ推進課<br>スポーツツーリズム推進室           | 内丸分庁舎4階    | 本庁舎別館7階    |
| 経済企画課                             | 本庁舎別館7階    | 若園町分庁舎2階   |
| ものづくり推進課(立地創業支援室)<br>新産業拠点形成推進事務局 | 本庁舎別館7階    | 若園町分庁舎1階   |

市役所や市保健所へ車で来る場合は市指定駐車場が便利です!



市指定駐車場はこちら ▶

## 盛岡駅周辺では自転車等駐車場の利用を

盛岡駅周辺は自転車等放置禁止区域です。禁止区域に放置されている自転車などは随時撤去しますので、自転車や原動機付自転車などを駐車するときは市営自転車等駐車場を使用してください。使用料は、表2のとおりです。

📍 F Pホーム's自転車駐車場 ☎622-0972  
📍 1001859

### 表2 市営自転車等駐車場の使用料

| 区分           | 自転車                   | 原動機付自転車<br>自動二輪車 |
|--------------|-----------------------|------------------|
| 1回(24時間までごと) | 100円                  | 150円             |
| 1カ月<br>定期駐車券 | 一般 2000円<br>生徒等 1500円 | 3000円            |
| 2カ月<br>定期駐車券 | 一般 3800円<br>生徒等 2800円 | 5700円            |
| 3カ月<br>定期駐車券 | 一般 5700円<br>生徒等 4200円 | 8600円            |

・生徒等とは、小・中学生と高校生、専門学校生、大学生、大学院生のことです  
・定期駐車券は、2つの駐車場で共通して使用できます  
・定期駐車券の「1カ月」は、月の初日からその月の末日までを指します  
・回数駐車券もあります。詳しくはお問い合わせください  
・F Pホーム's自転車駐車場は、2時間以内の使用は無料です

市は組織機構を一部見直し、4月から新しい体制でスタートします。市役所を利用する際は、各課の場所を確認の上、お越しください。  
📍 組織の見直し:職員課 ☎626-7505  
庁舎や各課の場所: 管財課 ☎626-7507

## 商工労働部へ変更 (若園町分庁舎1・2階)

名称を商工労働部へ変更し、盛岡の産業の安定化や、地場産業の魅力向上、市内企業の経営基盤強化などのための支援に重点的に取り組みます。また、働く場を創出し、盛岡で働く若者を増やすことで、盛岡の経済の活性化と未来へ持続可能な活気あふれるまちづくりの実現を目指します。

### 商工労働部

- 経済企画課
- ものづくり推進課
- ▶ 立地創業支援室
- 新産業拠点形成推進事務局

### 重点施策 (一部)

- 市内に工場など新たな産業拠点の形成
- 働き方改革の研修会などの開催
- 地場産業の育成支援 など

## おでかけ支援対策室の設置 (本庁舎本館7階)

公共交通機関を使えない、または、使いにくさを感じている人の移動を支援するため、交通政策課内におでかけ支援対策室を設置します。

## 引っ越しなどで出る大量のごみの出し方

📍 資源循環推進課 ☎626-3733  
📍 1022139

引っ越しなどの際に出る大量のごみは、地域の集積場所へ一度に出せません。各地域の収集カレンダーに従って分別し、表3の処理施設に自分で持ち込むか、集積場所へ少しづつ出してください。盛岡地域と玉山地域の人はごみの収集運搬業者に、都南地域の人は盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センターに収集を依頼することもできます(いずれも有料)。

詳しいごみの分別については、市公式ホームページを確認してください。

表3 ごみを持ち込みできる処理施設など

| 地域   | 直接搬入できる施設  | 処理手数料                  |
|------|--|------------------------|
| 盛岡地域 | クリーンセンター(上田字小鳥沢) ※1<br>☎663-7153<br>【営業日】月～土曜、9時～16時             | 1回に持ち込む量が200kg以上の場合、有料 |
|      | リサイクルセンター(川又字大日向) ※2<br>☎685-2151<br>【営業日】月～金曜と第2・4土曜、9時～16時     |                        |
| 都南地域 | 盛岡・紫波地区環境施設組合(矢巾町) ※3<br>☎697-3835<br>【営業日】月～土曜、8時半～12時・13時～16時半 | 有料                     |
| 玉山地域 | 岩手・玉山清掃事業所(寺林字平森) ※3<br>☎682-0552<br>【営業日】月～金曜、9時～12時・13時～16時    | 有料                     |

※1 可燃ごみと古紙を受け入れ  
※2 不燃ごみと資源、粗大ごみを受け入れ  
※3 持ち込みできるごみの種類はお問い合わせください

各地域のごみ分別方法はこちら



必ずしも事前予約は不要です。年度末は混雑が予想されるので、余裕をもって運び込みましょう!



## 引っ越しをするときは上下水道の手続きを忘れずに

📍 上下水道局お客さまセンター ☎623-1411

引っ越しなどで、水道・下水道を使い始めるときや使わなくなったときは、引っ越しの5日前までに上下水道局お客さまセンターへ連絡するかインターネットで申し込みしてください。家事用井戸水、農業集落排水施設の使用人数に変更がある場合も、連絡が必要です。詳しくは同センターにお問い合わせください。

### 電話で手続きする場合

📍 上下水道局お客さまセンター ☎623-1411  
営業時間: 平日の月～金曜、8時半～17時半

### インターネットで手続きする場合

上下水道局ウェブサイト内  
引っ越し時の手続きページ ▶



申し込みは土・日曜、祝日も受け付けます。開閉栓作業は営業時間内に行います

## 水道料金などの支払いは便利な口座振替で

水道料金などの支払いは、変更することもできます。口座振替の申し込みに必要なものや方法に関して詳しくは、同センターにお問い合わせください。水道ぼうや ▶

## 住民票など

### 窓口の時間延長と休日開設

- 時間延長: 3月23日(月)～4月3日(金)、18時半まで ※土・日曜を除く
- 休日開設: 3月29日(日)・4月5日(日)、8時半～17時

市は、住民異動などの手続きを休日も受け付けるほか、月～金曜の窓口の受付時間を延長します。取り扱う業務や受付窓口は、表4のとおりです。手続きに必要な書類など詳しくは、各窓口へお問い合わせください。

📍 1000447

表4 時間延長・休日開設をする窓口など

| 取り扱い業務                                       | 本庁舎本館・別館(内丸)と市保健所(神明町)                                       | 都南総合支所(津志田14)  | 玉山総合事務所(浜民字泉田)                       |
|--|--|--|--------------------------------------|
| 住民異動届、印鑑登録、個人番号カード関係、証明書交付(住民登録・印鑑登録・戸籍関係)   | 市民登録課(本館1階) ☎613-8309  | 市民係(1階) ☎639-9030  | 税務住民課(1階) ☎683-3874                  |
| 市・県収入証紙販売                                    | 市市民税課(本館2階) ☎626-7504  | —  | —                                    |
| 国民健康保険・後期高齢者医療の手続き納付相談(税務福祉係、健康福祉課を除く)       | 健康保険課(別館1階) ☎626-7527  | —  | —                                    |
| 児童手当、児童扶養手当(医療助成年金課、都南総合支所除く)の手続き            | 子ども青少年課(市保健所4階) ☎613-8354<br>医療助成年金課(本館2階) ☎626-7528         | 税務福祉係(1階) ☎639-9058<br>※一部、対応していない業務があります。詳しくはお問い合わせください | 健康福祉課(1階) ☎683-3869                  |
| 身体障害者手帳・療育手帳・障害児福祉手当・特別障害者手当・特別児童扶養手当の住所変更など | 障がい福祉課(本館5階) ☎613-8346                                       | —  | —                                    |
| 転入による要介護認定の申請、被保険者証などの住所変更                   | 介護保険課(別館5階) ☎626-7560  | —  | —                                    |
| 医療費助成の手続き                                    | 医療助成年金課(本館2階) ☎626-7528                                      | 母子健康課分室(1階) ☎639-9031                                    | —                                    |
| 赤ちゃん手帳・予防接種券の交付                              | 子育て世代包括支援センター(市保健所1階) ☎613-2696 ※妊産婦医療費助成は受け付けます             | —  | —                                    |
| 母子健康手帳・妊産婦健診票                                | —  | —  | —                                    |
| 小・中学生の就学、転校手続き                               | 教育相談室(本館5階) ☎639-9044  | 学務教職員課(3階) ☎639-9044                                     | 学務教職員課玉山分室(1階) ☎683-3820 ※4月5日(日)を除く |
| 資源とごみの分け方・出し方の説明                             | 資源循環推進課臨時窓口(本館1階) ☎626-3733<br>※開設時間: 平日13時～17時45分、休日8時半～12時 | —  | —                                    |

特に月曜と4月1日(休)・2日(休)は混雑が予想されます。平日の延長時間や休日開設日を利用してください。

### 広告

オール女性スタッフが、あなたの目指すキレイをサポート

## さくら美容形成クリニック

[診療科目] 美容皮膚科・美容外科・形成外科  
美容に関する相談を受け付けております。お気軽にご相談ください。

SNS各種はじめました。



院長 田崎 治子

☎0120-777-392

[診療時間] 10:00～19:00 [定休日] 不定休  
〒020-0034 盛岡市盛岡駅前通13-8 鳴海ビル2F

HP <http://sakura-keisei.jp/>



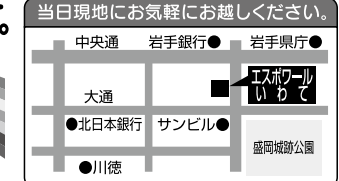
### 広告

## 不動産に関する無料相談会開催

■ところ: エスポワールいわて  
1階小会議室(盛岡市中央通一丁目1-38)  
4/3(金) 10:00～16:00

こんな悩みを不動産鑑定士が解決します。お気軽にご参加ください。

- 不動産を賃貸借するとき
- 相続などで適正な価格が必要とき
- 不動産を売買(等価)交換するとき
- 裁判などのとき
- 共同ビルの権利調整や再開発関連の場合
- 空き家の処分や利活用
- その他、不動産についての専門家の意見を必要とするとき



お問い合わせ  
一般社団法人 岩手県不動産鑑定士協会  
☎019-604-3070  
盛岡市大通一丁目3番4号室来ビル6F